

公教育における
バウチャー制度導入の効果 (3)
－学校選択制と経営改革に関する先行研究－

石 垣 智 宏

目次

- 第一章 問題設定 －公共政策からみた教育改革
 - 第一節 基本的問題と課題
 - 第二節 日本の学校教育の供給体制
 - 第三節 供給体制からみた日本の学校制度をめぐる状況（以上 259 号）
 - 第四節 供給体制の多様化をめぐる問題（以上 261 号）
 - 第五節 先行研究（以上本号）
 - 第六節 研究課題の整理
- 第二章 分析枠組みの設定
- 第三章 調査の概要
- 第四章 実証分析（1）
- 第五章 実証分析（2）
- 第六章 結論

第五節 先行研究

前節において、学校選択論争の言説分析を行うことにより、日本の学校教育では、バウチャーモデルによる①供給者への効果、②供給者の効果から利用者への波及効果について、重点的に解明する必要があることを述べた。

本節では、これらの課題を実証的に検討するための先行研究整理として、バウチャー導入および学校の経営改革の効果を検討する。バウチャー

による選択と競争がどのように供給部門に影響を及ぼすのか、そして、学校内の経営改革がどのように教育効果を生み出すのかについて、国内と海外の先行事例を踏まえながら検討する。

1. 供給制度に関する先行研究 (1) バウチャーおよび学校選択の効果に関する研究

A: 諸外国の事例研究

海外における学校選択および教育バウチャーに関する事例研究は数多くあり、それらの知見をとりまとめた研究成果も発表されている¹⁾。例えば、イギリスの行政学者ルグランは、諸外国における教育バウチャー導入の効果を「不平等の是正」と「学力の向上」という二つの指標を用いて整理している²⁾。これは、教育バウチャーの効果をめぐる議論が、教育機会の不均衡や経済格差を是正できるなどのデメリットの抑制と、教育水準を向上させたり個人にに適した教育が提供できたりするなどのメリットを活かせるという議論に大別できるからである。以下では、ルグランの区分を手がかりに諸外国の研究状況を整理する。

不平等の是正の効果

ルグランによれば、例えばスウェーデンでは貧困な家庭が選択によって私立校にも入学できるようになっており、選択によって不平等を助長

1) イギリスのいくつかの研究機関が各国の教育バウチャーの導入状況と成果をまとめた報告書を発行している。例えば、PMSU (Prime Minister's Strategy Unit) はイギリスの政府機関による報告書であるが、スウェーデン、アメリカ、ニュージーランド、オランダ、デンマーク、ノルウェー、フィンランドにおける制度や実施状況の詳細を国際機関や各国の研究報告を基に整理している (PMSU [2006])。

また、シンクタンク Social Market Foundation のウィリアムズらによる報告書では、英、米、ニュージーランド、チリ、スウェーデンの学校選択の事例研究を基に、教育の質と効率性の向上の程度、選択時のわかりやすさ、格差や分離が生じる度合いなど、各効果のバランスによって導入の成果を整理している (Williams, J. and Rossiter, A. [2004])。

同様に、ブリストル大学の研究機関 CMPO (The Centre for Market and Public Organization) のバージェスらのグループは、米・英・ニュージーランドなどの研究成果を踏まえ、学校選択の効果をもとめている (Burgess, S. Propper, C. and Wilson, D. [2005])。

2) Le Grand, J. [2007], pp.69-93 を参照。なお、イギリス国内の事例研究に関するレビューは Le Grand [2003], pp.109-115 がより詳しい。

するような根拠はほとんど見当たらないという。改革から十年後にして、スウェーデンは OECD で最も教育における平等性が高い国になっている³⁾。

一方で、ニュージーランドの改革例では人種的な不平等が拡大したという。これには多様な背景が絡んでいるが、主たる要因は、通学コストへの無配慮と学校によるクリームスキミングであったため、1999年には当局によって規制が再び強化された⁴⁾。ただし、このようなニュージーランドの事例が不平等を拡大させたという研究に対し、それらは検証する側の読み間違いであるという指摘も示されている⁵⁾。

他方、アメリカのウィスコンシン州ミルウォーキー市の事例では、1989年より低所得者を対象とするバウチャーによって私学への入学が許可されているが、公的な調査結果によれば、バウチャーを利用した生徒とそうでない生徒との成績を比較した場合に、有意な差は生じていないという⁶⁾。

イギリスについては、宗教学校における競争による改善効果が高く、普通校では低いという結果がある⁷⁾。また、選択がさかんな地区の学校では、選択が少ない地域よりも分離が生じているという結果や⁸⁾、同じ地区に住んでいる同じ能力の子どもでも、家庭が貧しければ良い学校に入りにくいという結果も示されている⁹⁾。

学力向上に関する効果

1992年以降、私立校と公立校の間で学校選択が導入されたスウェーデンでは、多くの新しいタイプの学校が誕生しており、学校によっては経営革新が成され、学力では学校間の競争によって、特に数学教育の効果が顕著に改善されるようになったという¹⁰⁾。

3) Le Grand, J. [2007], p.70、および PMSU[2006], pp.14-16、PISA (Program for International Student Assessment) [2000], p.7 より。

4) PMSU[2006], pp.35-38、および Williams, J. and Rossiter, A. [2004], pp.59-60。

5) Gorard, S. et al. [2003], pp.201-202。

6) PMSU[2006], pp.28-29、および Witte, J. [1997], Section 4。

7) Gibbons, S. and Silva, O. [2006], pp.30-32 および Gibbons, S. Machin, S. and Silva, O. [2006], p.34。

8) Burgess, S., McConell, B., Propper, C. and Wilson, D. [2007], Section 5。

9) Burgess, S. and Briggs, A. [2006], p.23。

10) PMSU[2006], p.14 および Bergström, F. and Sandstrom, M. [2002], p.6。

イギリスのイングランドとウェールズにおいても1989年に公立学校選択制が導入され、学校資金の約75%が子どもの移動によって流動する仕組みが採用されている。イギリスでは様々な教育改革が同時並行的に実施されたため、選択と競争が及ぼす効果であるとは一概には言えないが、競争的な地区においては、全体的な学校のパフォーマンスが高く、学力向上にも影響を与えているという結果が示されている¹¹⁾。

学力への効果についてはアメリカの事例が多く見られる。フロリダ州における「A+計画」では、州学力テストに落ちた子どもでも、バウチャーの利用によって私学に入学することができる。バウチャーによって失う入学者減少の脅威が大きくなるほど、パフォーマンスの改善も大きくなるという調査結果が示されている¹²⁾。一方、シカゴ市においても学校選択が導入されたが、学力向上は選択によるものではなく、生徒間の分離によって生じたという結果が示されている。シカゴの事例は、資金の移動や補助が選択によって連動しておらず、学校が規模拡大や契約を効果的に行うことができなかつたことが原因だとされている¹³⁾。

教育バウチャーの効果について包括的な研究を行うホクスビーは、学校の多様な活動の評価やその効率性を「学校生産性 (school productivity)」という言葉で定義し、アメリカにおいては、学校選択制やチャータースクールの導入によって学校生産性の向上が期待できると述べる¹⁴⁾。とりわけ学力の向上に関しては、彼女らの一連の研究によってプラスの効果があると指摘する¹⁵⁾。

この他に、アメリカの現地調査と文献調査を行った内閣府規制改革会議による報告書によれば、教育バウチャーは学力の向上、保護者満足度の向上、情報公開・説明責任の向上、公的支出の削減、教育の多様化、学校裁量の拡大、教員評価に基づく給与体系の導入、教員組合等の変化

11) Le Grand [2007], pp.73-75、Le Grand [2003], pp.109-110。

12) PMSU[2006], pp.21-22 および Greene, J. and Winters, M. A. [2004], Figure 1 と Figure 2 参照。

13) PMSU[2006], pp.26-27 および、Cullen, J. B., Jacob, B. and Levitt, S. [2000], Section 4, Section 7。

14) Hoxby, M. C.[2003a], Chap.8、Hoxby, M. C.[2003b]。

15) Hoxby, M. C.[2000]、Hoxby, M. C. [2004]、Hoxby, M. C. and Rockoff, E. J [2005]、Hoxby, M. C.[2006]、Hoxby, M. C. and Murarka, S. [2009]などの研究が挙げられる。

といった項目でプラスの効果を報告している¹⁶⁾。

対して、学力や教育水準の向上にはほとんど影響を及ぼさないとする研究もある。ゴラードらは、在籍する生徒の社会経済的背景やピアグループ効果による影響、公立や私立などの学校の違い、あるいは水準の設定の違いを考慮すると、イギリスの市場原理による改革の効果や公平性の確保について、明確な証拠を挙げて立証するのが難しいという¹⁷⁾。同様に、イギリスの中等教育を分析した山村も、学力向上について市場原理は効果的でない¹⁸⁾と述べる。

他方、アメリカでの学校選択による競争の学力への効果を整理した安田洋祐らのグループは、学力に有益な実証結果がある一方で、それらがデータの不備や分析結果の過大評価であると否定的に捉える研究結果もあると述べる。また、データ解析では、標本の選択や変数の定義を変えればその評価も変わることから、「既存の実証研究の結果はしばしば対立し、その示唆はあいまいであると言わざるをえない」という点を指摘している¹⁹⁾。

以上のような諸外国の実証研究を概括すると、学校選択が不平等や分離を是正させるか、あるいは拡大させるかという効果について、その主張はどちらにも偏っているとは言えない。同様に、学力向上についても一定の効果が認められるものの、投入されるコスト（資金や財政等）や不平等（ないし分離）とのバランスを考慮すると、有効であるという結論には必ずしも至っていないようである²⁰⁾。むしろ明確なのは、学校選択の効果は個別の事例に拠る傾向があり、ケースごとに多様な評価があ

16) 内閣府[2009a]、65-84頁。

17) Gorard, S. and Taylor, C. and Fitz, J. [2003], Chap.4, Chap.6。

18) 山村滋[2008]、68頁。

19) 安田洋祐編著[2010]、2章、41頁。

20) 先のバージェスらによる事例研究の整理によれば、学校選択によって選ぶ側の家庭間格差や選ばれる側の学校間格差が生じる効果があることを認めた上で、地域全体の教育水準を向上させたり、供給の効率性を上げたりする効果があると指摘する (Burgess, S. Propper, C. and Wilson, D. [2005], pp.15-23)。

また、ウィリアムズとロシッターの整理によれば、例えばイギリスでは、学力向上や選択のわかりやすさや効率性については一定の効果があるものの、階層の分離や学校間格差が進むとしている。一方アメリカでは、人種の平等性や選抜の公平性に気を配った制度による効果が出ているとしている (Williams, J. and Rossiter, A. [2004], pp.19-22)。

り定まりにくいという点と、効果を中立的に測定するのは非常に難しいということである。

しかし、多様かつ多量にある研究成果から積極的な政策的意義を見出す必要もあるだろう。例えば先のルグランは、これらの幅広い調査結果の検討を通じて、競争と選択の導入は総じて、選択した学校のパフォーマンスを改善する効果があり、選ばれなかった学校に対してもパフォーマンスを改善させる効果があると述べる²¹⁾。また、結果的に生じた不平等に対しても、学校に規制を加え、利用者への資金配分を適切にすることで、格差を抑えることができ、平等を促進させることもできると説明する²²⁾。

さらにルグランは、単に選択と競争の導入だけでなく、いくつかの補助的な施策や工夫が必要であることを指摘している。すなわち、学校と利用者に対し「実質的な競争」と「情報提供を伴う選択」の確保、並びに「クリームスキミングの回避」という補助的な策を講ずることで、政策目的は達成できると結論付ける²³⁾。

B：日本の事例研究

このような諸外国における学校選択の効果の検証は多様に存在している。しかしながら、日本でも2000年度から学校選択制が実施されているにも関わらず、その効果に関する実証研究はあまり存在しない。例えば、日本の事例を評価した研究が、海外の研究者によって紹介されている例は、管見の限りでは見当たらない。

この背景には、わが国の教育学および行政学研究では、国内の学校選択制に関する実証研究がほとんど行われていないという理由がある。

その現状について、例えば、国内の学会レベルにおける研究発表の状況によって裏づけることができる。日本において、主に行政学者で構成される学会として日本行政学会、教育学者で構成される学会として日本教育学会が存在する。また、教育制度や教育行政分野を専門的に扱う学会として主に日本教育行政学会、日本教育経営学会、日本教育制度学会、

21) Le Grand [2007], p.76。

22) Le Grand [2007], pp.87-93。

23) Le Grand [2007], p.93、および Le Grand [2003], pp.115-118。

日本教育政策学会の四つがある。これらは、国内の第一線の研究者から大学院生レベルまでの研究活動を報告できる学会である。

日本国内で初めて学校選択制が導入されたのは、品川区における事例であり、その始まりは2000年度である。しかし、管見の限り、2000年から2014年までの間にこれら六つの学会の年報(学会紀要)の中で、国内の学校選択制の効果について実証研究を行なった論者は、大会シンポジウム記録²⁴⁾などの類を除いて、四例しか発表されていない²⁵⁾。

その一つは、2004年の日本教育行政学会年報において発表された、橋本洋治による研究である²⁶⁾。橋本は、学校選択制を導入した25の自治体について、導入以前に民意の把握と施策への反映が適切に行われたかどうかを検証するために、導入までの意思決定過程について行政資料を基に実証的に分析した。しかしこの研究は、学校選択制度導入後の効果を扱った研究ではない。

2003年の日本教育行政学会年報および2005年の教育学研究において、橋野晶寛が行った研究がある²⁷⁾。橋野が検証したのは次の二点である。

一つは、学校選択論者が前提とする選択行動の仮説と学校参加論者が前提とする参加行動の仮説のうち、どちらが現実の利用者の行動に見

24) 例えば、東京都品川区の若月秀夫教育長は、2002年度の日本教育学会、および2003年度の日本教育経営学会に討論者として招かれ、同区の学校選択制の効果について言及している(若月[2003][2004])。

25) 各学会の学会年報(紀要)については、次の巻号を参照した。出版年は全て2000年から2014年までに発行されたものである。

- ・日本行政学会編『年報行政研究』第35号から第49号まで。
- ・日本教育学会編『教育学研究』第67巻第1号から第81巻第3号まで。
- ・日本教育行政学会編『日本教育行政学会年報』第26号から第39号まで。
- ・日本教育経営学会編『日本教育経営学会紀要』第42号から第56号まで。
- ・日本教育制度学会編『教育制度学研究』第7号から第21号まで。
- ・日本教育政策学会編『日本教育政策学会年報』第7号から第21号まで。

26) 橋本洋治[2004]。

27) 橋野晶寛[2003a][2005]。教育行政学を研究する橋野は、利用者の選択が有効に機能する条件として、「選択によってもたらされる結果が選択時に予期しうる範囲にあり、不確実性が小さいこと」を挙げている。橋野によれば、選択による不確実性の原因には、単に利用者側と学校側との情報の非対称だけではなく、制度的な要因による不確実性(例えば、入学後の教職員・校長の異動、学級編成基準による学級規模の変更など)があると述べる。その上で、現在の日本の教員人事や学級編成基準や義務標準法などの教育諸制度は、学校選択制と制度的な不整合な状態であり、選択後の不確実性が高い点を指摘している(橋野[2003b][2005])。

合っているかという点である。

もう一つは、選択者が入学前に認識する学校と入学後の学校との間で、教員の人事異動や学級編成の変化等による選択する側にとっての「不確実性」がどの程度生じているのかという点である。橋野はこれらの検証を目的に、品川区の公立小学校 11 校の保護者を対象にアンケート調査を行っている。

橋野の研究は、日本における学校選択と学校参加の効果に注目した実証研究である。橋野の結論によれば、第一に、「(学校選択により) 現時点では公立学校は改善メカニズムを獲得しており、学校選択制は学校参加とともにそれに寄与していると評価できる」としながらも、利用者の行動は、「抗議」(voice) よりも「退出」(exit) の方が優位であり、学校への「抗議」を支える「地域意識」(loyalty) は希薄であると指摘する²⁸⁾。第二に、入学前と入学後との学校の不確実性の程度については、「学校情報へのアクセスに関して、家庭の社会経済的な背景によるドラスティックな格差は確認できない」、「選択時には予測できない制度的要因による作用が介在する時には不確実性は増大する」と結論付けている²⁹⁾。

四つ目は、2009 年の日本教育行政学会年報に発表された山下純による研究である³⁰⁾。山下は橋野の研究による残された課題を品川区のアンケート調査結果を用いてより詳しく分析している。すなわち、選択によって集まる児童生徒の特徴として、選択申請者の多い学校の子ども(親)は、それ以外の学校に比べて進学期待や学校外教育費、家庭教育への自覚について高いことが確認されている³¹⁾。山下の研究は、いわゆる人気のある学校に教育に熱心な家庭の児童が集まっていることを示している。

28) 「従来校への不満への対応としては抗議オプションよりも退出オプションが優位である。…(中略)…それゆえ最適フィードバックのためには過度の退出を抑制し、かつ抗議を活性化させる媒介要素が必要だが、その要素と目されたロイヤルティ [本稿の分析では「地域」意識] はその機能を果たしていない。(橋野 [2003a]、113 頁。)

29) 橋野 [2005]、47 頁。

30) 山下 [2009]。なお、この研究のほぼ同じ内容が小川正人らによる品川区教育改革の検証結果の一部として収録されている(小川正人・品川区教育政策研究会編 [2009])。

31) 山下 [2009]。一方で、申請の多い学校を選んだ理由として「学力水準の高さ等の学力面」を 1 位にした親は多くなく、統計的な有意差は確認できなかったという。これはそのような家庭でも、学校の選択においては学力面が最優先されているわけではないと述べている。

これら橋野と山下の指摘は、実証的根拠に基づくものであり重要である。しかし、この研究の限界は“学校選択制の導入によって学校改善効果がある”、“制度的要因による不確実性がある”ないし“学校の特性は選択時の子ども（親）の教育関心が関係している”という事実を確認することしかできない点にある。利用者の行動結果の分析によって、制度の効果を導き出しているため、この方法では学校改善へのメカニズムが、実際にどの程度の大きさとして学校内に働いているのか、具体的にどうい内容なのかについては解明できない。

しかも、利用者の参加行動や抗議ないし地域意識の程度、選択後の不確実性が抑制される可能性については、利用者側が行動の決定的な資源を持つだけでなく、学校側も経営システムや経営努力によって一定の影響をもつ側面がある。しかし、これらの研究が調査対象とした品川区では、コミュニティ・スクールのような学校制度は導入されておらず、また学校ごとの経営の違いについても、入学者増加校か減少校か、あるいは選択希望が多い学校とそれ以外の学校の特徴という区別でしか考慮されていない。

したがって、学校選択制の効果の検証については、利用者の行動を分析するだけでは不十分であり、学校の変化を捉えるための研究作業が必要である。そのためには、利用者ではなく、教育委員会および学校に対して調査を行う必要があると同時に、学校ごとの経営システムや経営活動の違いを踏まえた考察を行う必要があると考える。

学会報告の他に近年の比較的まとまった実証研究として、(1) 嶺井正也・中川登志男らの業績、および(2) 深見匡、ないし(3) 一橋大学の研究グループ(中田康彦ら)による調査、(4) 佐貫浩による研究が挙げられる。

まず、(1) 嶺井らは、2001年度の教育制度学会において発表した品川区の事例研究³²⁾を出発点に、2005年、2007年と2010年に学校選択制度に関する著作を出版している³³⁾。

次に、(2) 深見は2002年度の日本教育学会において、学校選択制に

32) 嶺井 [2001]。

33) 嶺井・中川編 [2005]、嶺井・中川 [2007]、嶺井編著 [2010]。

関する研究課題発表を行っており、同課題は2004年度の同学会において、(3)一橋大学の研究グループ(中田ら)によって引き継がれている。深見は、品川区の学校選択制について集中的に分析し、中田らのグループは、東京都内の学校選択制における政策的背景と利用者の選択行動の特徴について分析している³⁴⁾。

さらに、(4)2010年に発表された佐貫の研究は、学校選択実施後10年を経過する品川区の利用者の選択行動の結果を検証している³⁵⁾。

これら嶺井ら、ないし深見、中田、佐貫による研究は、品川区および各自治体における学校選択制の仕組みと利用者の選択行動パターンとの因果関係を分析した実証研究である。ただし、学校選択制導入による学校への効果やそれらが利用者に及ぼす効果については、扱っていない。しかし、学校選択制導入による利用者行動の変化を分析することにより、教育の成果に関する指摘をしている。それらは次のようにまとめることができる。

(1) 嶺井らによる全国レベルの実施動向に関する調査研究

- ・ 利用者が選択する学校とそうでない学校が固定化しつつある³⁶⁾。
- ・ 利用者は学校の特色を理由に選択せず、利用者は学校の学力順位、および風評によって選択する傾向が強い³⁷⁾。
- ・ 結果的に利用者の選択が集中する学校は相対的に学力上位の学校であり、利用者の経済階層が高い。逆に、学区から利用者が流出する学校は、相対的に学力の低い学校であり、経済階層も低い³⁸⁾。
- ・ 学校選択によって都教委や区教委が実施する学力テストの結果が向上した傾向は見られない。また、学校ごとの結果を公表している東京都足立区の状況を分析すると、学校選択によって学校間の学力差の縮小効果は見られない³⁹⁾。

(2) 深見による品川区の事例分析⁴⁰⁾

- ・ 利用者が選択する学校とそうでない学校の両極分化が生じている

34) 深見 [2003]。中田康彦・福島裕敏・小林純子・本田伊克・松田洋介 [2005]。

35) 佐貫 [2010]。

36) 嶺井・中川編 [2005]、118-120頁。

37) 嶺井・中川編 [2005]、121-124頁。

38) 嶺井・中川 [2007]、128-131頁。

39) 嶺井編著 [2010]、第2章。

40) 深見 [2003]、46-48頁。

ため、利用者流出校に対する行政支援が必要である。

- ・ 利用者は学校の特色などの「外形的特徴」よりも、教職員のまとまりといった「教育活動の実質」に関する情報を求めている。加えて、学校に対して教育委員会があらかじめ指定したタイプの特色を作り出そうとする改革が、むしろ学校現場での改革意欲を弱めている。
- ・ 学校の公開や参加に関する要求が強いことから、地域住民や利用者の意見や要望を学校経営に反映させる制度の創設が必要である。

(3) 一橋大グループ(中田ら)による東京都内の実施状況に関する事例分析⁴¹⁾

- ・ 学校選択の導入効果を検証するにはまだ日が浅く、今後のデータの蓄積が必要であるが、利用者が選択権を行使する割合は、一定程度まで上昇していくと考えられる。
- ・ 学力テスト結果の公表や学校の「荒れ」などによって、他校区を選択する人の割合が高まる可能性がある。このため、選択制と周辺的な政策との相関関係を分析する必要がある。
- ・ 地域文化性や生活階層と学校選択動向の関係をより明確にしておくことが課題である。

(4) 佐貫浩による品川区の事例分析⁴²⁾

- ・ 利用者によって「選ばれる学校」と「選ばれない学校」が区別され、いったんそのどちらかになるとその格差が継続し、拡大するような力学を与えてしまう。選ばれない学校が選ばれる学校に転化することはほとんどない。
- ・ その例外は小中一貫校であり、小中一貫校になると「選ばれる学校」になる。小中一貫校と学校選択制が相乗効果を及ぼしている。
- ・ 選ばれない学校の地域の子どもは他校区へ転出し、選ばれる学校では他校区からの転入者が6～7割を占めるようになっている。地

41) 中田・福島・小林・本田・松田 [2005]、71 頁。

42) 佐貫 [2010]、第2章、65 頁。なお、佐貫は本書において同様の調査対象(品川区)を扱った小川正人や若月秀夫らの分析や主張に対して研究上の疑義を提起しており、両者の主張は真っ向から対立している(小川・品川区教育政策研究会編 [2009]、若月編著 [2008])。

域と学校の関係が切り離されている。

以上の実証的根拠に基づく指摘は、現段階の学校選択制をめぐる政策動向と利用者の選択行動の結果を知る上で貴重である。と同時に、教育の成果についても重要な示唆を導き出している。すなわち、現在の学校選択制において、教育の成果に影響を与えるのは、利用者の選択行動の変化による要因が大きいという点である。特に、利用者自身の選択行動によって学校格差の固定化が進んでおり、それが利用者の所得階層の違いと関わっていることから、教育の公平性に関して問題が生じていることを指摘している。また、利用者が学校を選ぶ理由として、施設の充実、学力基準や荒れの風評、通学距離などの要因が大きく、学校の特色化などの政策意図による要因は小さいという点を指摘する。

これらの実証結果は、先の図表 1-7 で説明した供給体制の変化が及ぼす効果に従えば、③利用者への効果が利用者行動の変化を作りだし、④利用者自身への効果を経て教育サービスの成果を作り出すというメカニズムを説明していることになる。これらの研究結果に従えば、要するに、国内のいくつかの学校選択制による最終的な教育の成果は、主にこの経路によって生じているということになる。

しかし、学校選択制の効果は、嶺井や深見、中田、佐貫らが強調するような教育の成果だけを作り出しているのではない。教育の成果は、供給者内部の経営活動によって生み出される部分も十分に考えられる。これらの研究だけでは、③利用者への効果から④教育の成果に及ぼすルートの影響を指摘しているに過ぎず、教育の成果全体への部分的な要因の説明にしかっていない。

さらに、教育の成果に影響を及ぼすとされる利用者の選択行動が、家庭の所得格差に反映して行われるという因果関係についても、決定的な要因であるかどうかは、今のところはっきりしていない。利用者の選択行動に影響を与える要因として、アンケート調査などから親の教育関心等や進学意識がある程度関係していること分かっているが、それらが学校へ期待するものなのか、学校外での教育（進学塾などの私教育）に向けられたものかどうかは分かっている。さらに、所得階層と結びつい

ているかどうかについても、実証によってほとんど明らかになっていないからである。

したがって、教育の成果は、利用者の選択行動によって作り出されるという側面は、あくまで部分的な根拠を提示するものでしかない。選択制度と教育の成果との因果関係は、現在の実証研究の段階ではあまり明確になっていない。このため、学校選択制の効果が教育の成果に及ぼす影響について、誰も確定的な結論を下すことはできないと考えられる。

もっとも、これらの研究によって、他の因果関係についての示唆がないわけではない。研究の課題として挙げているように、学校選択制の効果については、行政支援や学校参加のあり方、さらに、他の周延的な政策との関連性を考慮する必要があることを指摘している。つまり、供給体制の変化による別の経路の効果についても検証されなければならない。

次に、内閣府が2009年に発表した教育委員会と保護者へのアンケート調査に学校選択制の効果について尋ねる項目が含まれている⁴³⁾。集計結果によると、既に学校選択制を導入している自治体の教育委員会側、保護者側で次のような項目でメリット、デメリットがあると回答している⁴⁴⁾。

- ・ 教育委員会側のメリット：特色ある学校づくり (50.6%)、保護者の学校への関心 (45%)、子どもの個性に合った学校選び (44.6%)⁴⁵⁾
- ・ 教育委員会側のデメリット：通学の距離・安全確保 (45.6%)、地域との関係 (33.5%)、入学者数の減少 (24%)⁴⁶⁾
- ・ 保護者側のメリット：学校への関心 (25.8%)、子どもの個性に合っ

43) 内閣府規制改革会議が主体として [2007]、[2008] が先行発表され、最終的に三ヵ年分の集計結果が [2009b]、[2009c]、[2009d] として公表されている。

44) 内閣府 [2009b] [2009c] より。数値は複数回答可で答えた割合を表している。教育委員会の数値は小中学校の平均値を表す。

45) 内閣府 [2009b]、12 頁。他に事務手続きの軽減 (38.1%)、親と子の話し合い (41.6%) の項目が挙げられた。なお、メリットとして効果が小さい項目として、教職員の意識向上 (20%)、学校間の競争 (11.3%)、保護者の学校参加 (3%) であった。

46) 内閣府 [2009b]、14 頁。デメリットが小さいとされた項目は、学校の序列化 (3.45%)、学校間の格差 (6.2%)、教育内容の差 (4.4%) であった。

た学校選び (25.3%)、特色ある学校づくり (18%)⁴⁷⁾

- ・ 保護者側のデメリット：学校間の格差 (45.3%)、序列化 (36%)、教育内容の差 (29.1%)、入学者数の減少 (24.4%)、地域との関係 (23.3%)⁴⁸⁾

導入後のアンケート結果においても、おおむね学校選択論や実証研究で主張された効果や懸念が現れていることが確認できる。この調査では、利用者（保護者）だけでなく、供給者（教育委員会・学校）にも実施の効果を尋ねており、学校選択制の全体的な効果が把握できる。供給者への効果を知る上で数少ない調査であるが、得られた傾向を基にさらに詳しい学校分析を行う際の手がかりとなる。

最後に、学校選択を利用者だけでなく供給者や制度全体を分析するために準市場の枠組みを用いて、日本の学校選択制度を考察した児山による近年の研究整理を紹介する⁴⁹⁾。

児山は、日本の義務教育段階における学校選択制がどのような準市場であるかを考察するために、ルグランの枠組みを用いて国内の実証的調査・研究の整理をしている。その結果、日本の学校選択制には次のような性質や傾向が見られるという⁵⁰⁾。

- ・ 学校、教員の努力によって教育の質や応答性を高める効果が大きいとはいえない。イギリスの制度と比べて、学校・教員への誘引が弱いこと、予算・人事に関する学校の権限が小さいこと、準市場の誘引が教員には作用しないこと（生徒指導や学力など学校や教員が改善できる内容の情報提供が少ない等）が理由として考えられる。
- ・ 個々の学校や教員がサービスを改善する効果とは別に、既存の学校の中から利用者自身がニーズに合ったものを選ぶという意味で、学校システム全体としての応答性や効率性を高める効果がある。
- ・ 階層と選択との関係は一般化できず、学校選択が学校参加よりも

47) 内閣府 [2009c]、31 頁。効果が小さいと答えた項目は、学校間の競争 (10.1%)、教職員の意識向上 (3.4%)、保護者の学校参加 (9.6%)、地域との関係 (9%)、手続きの軽減 (13.5%) であった。

48) 内閣府 [2009c]、34 頁。通学距離・安全確保 (19.8%) が最も回答が少なかった。

49) 児山 [2011] [2012a] [2012b]。

50) 児山 [2012b]、51-58 頁。

公平であるとはいえない。また、学校間の序列は固定化する傾向があるがその弊害については明確でない。地域との関係については、教育機能を低下させるかどうかの調査結果は分かれている。現段階においては、学校選択によって不公平や社会的分裂を拡大したともいえない。

見山による研究整理と考察は、国内の現段階の調査研究事例を網羅的に検討した結果に基づくもので、利用者（子ども・親）への効果だけでなく、供給者（学校・教員）への効果にも触れており、準市場（学校システム）全体として評価している点で大きな意味がある。ただし、本人も述べているように「学校・教員の努力によって質・応答性を高める効果がどれくらいあるかを明らかにすることは重要な課題」である⁵¹⁾。例えば、学校・教員への効果が小さいとすれば、学校の権限や、誘引の程度、情報公開等に関する「学校への効果」をより具体的に明らかにする必要がある。加えて、効果が高まったとしてもアンケート調査の順位が変わらない可能性もあるため、変化を異なる方法で説明する必要があると思われる⁵²⁾。

以上のような研究状況の整理を踏まえ、学校選択についての課題設定として、次のような点を改めて整理しておく。

現在の実証研究の結果によって、教育の成果に関して、公平性、ないし利用者の選択行動が及ぼす効果という点で議論がある。学校選択制が教育の成果に及ぼす影響は、利用者への効果だけではないが、それ以外の因果関係については現段階ではまだ解明されていない。とりわけ、国内の実証分析において、選択制度が供給者にどのような効果を及ぼすかという問題を扱った研究は、教育学および行政学においてもほとんど存在しないという点である。すなわち、現段階における選択や競争の導入による学校への効果を知りたいとしても、調査等による研究結果を参照

51) 見山 [2012b]、59 頁。

52) 現段階では、競争の程度（学校の形態、学校数、通学距離、選択行使した生徒の割合）との関係を分析した研究はないため、競争による学校へ効果が不明確であると指摘している。したがって、競争の条件が十分に満たされた自治体や学校に限定すれば、学校・教員の努力によって質や応答性を高める効果はより大きくなる可能性があるという（見山 [2012b]、56 頁）。本稿では、自治体および学校形態のタイプ分けを行い、学校・教員への効果を測定する。

することができない⁵³⁾。この点について本稿でバウチャーモデルの効果を検証することで、研究の蓄積に寄与できる。

前節では、日本の学校選択論争の経過について詳述した。90年代までは学校選択の賛成論者と反対論者はさかんに論争を繰り返したが、実際に制度が導入された2000年代以降、ある程度の時間が経過したにもかかわらず、国内の検証結果はまだ多いとはいえない。

言い換えるならば、日本の学校選択制についての研究状況は、国内での制度導入の効果を知るにあたり、そもそも実証研究の数が少なすぎるという課題を抱えている⁵⁴⁾。ゆえに、本稿においてこの問題を扱う意義は十分に見出せると思われる。

2. 供給制度に関する先行研究 (2) 一分権的学校経営に関する議論

次に、供給制度に関する先行研究の中でも「供給者の変化」を扱う研究分野に注目する必要がある。教育学において、それらは学校の経営システムに関する研究である。

学校経営に関する効果を扱った研究ならば、既に日本国内において大量の業績が蓄積されている。本稿においてそれらを網羅する必要はないが、選択制度との関係でより重要であると思われる三点についての研究動向を挙げておく。第一は、学校の経営権の拡大に関する研究分野であり、第二に、親の学校への参加手法に関する分野であり、第三に、政府・文部科学省の政策動向である⁵⁵⁾。

53) この他に、日本政府が「教育バウチャー（児童生徒数に応じた予算配分方式）制度」の導入を検討するに当たり、調査研究を行っている（内閣府[2005][2006][2009a]、規制改革・民間開放推進会議教育・研究ワーキンググループ[2006]、野村総合研究所[2006]、文部科学省教育バウチャー研究会[2006]）。しかし、これらもイギリス、アメリカ、オランダ、スウェーデン、ニュージーランド、チリなどの海外の教育バウチャー事例の紹介および、国内導入のための保護者への意識調査について報告されたものであり、日本の現段階での実施の効果をすることはできない。

54) これには、わが国の教育学における学校選択制の実証面での研究蓄積は、そのほとんどが海外事例やその実証研究を参照することによる事例研究や比較研究によって成り立っていることも関係する。国内の導入事例については、90年代までの学校選択論争における理論的な観点に基づく論考やレポート・ジュ、政策的提言あるいはその批判などの文献は数多く見られる一方で、実際の導入事例の効果を実証的に検証しようとした研究は、本節で取り上げた研究成果を除いて見当たらない。

55) なお、本項の論述は、筆者の修士論文における考察に基づいている（石垣

第一の学校における経営権限の拡大に関する研究動向は、わが国においては「学校の自律性」「自律的な学校運営」として議論されてきた。学校の自律的経営に関する研究は、1970年代以降の学校経営論の中で議論された「学校管理規則の研究」および「校長研究」が出発点となっている。学校管理規則の研究は、学校が運営される“規則”がどのようになっているかを見定めるものであったが、これは、当時の学校がほとんど法令による一律の経営手法で運営されていたことを示すものであった⁵⁶⁾。また、校長研究は、学校経営の中で経営裁量権を有する学校長の存在が、学校の中でどのような職務や機能を果たしているのかという点に注目するものであり、時代と共に学校経営形態が変わるに従って研究も継続されている⁵⁷⁾。

その後、臨教審での議論を経由しながら、80年代以降は、学校に特色を生み出す議論が中心を占めるようになる⁵⁸⁾。教育の自由化ないし個性化を図る目的として、80年代後半から90年代にかけては、「特色ある学校」づくりが主張されるようになったのである。その経営的な具体策として、学校に対する資源や権限配分のあり方を議論する研究、すなわち、「学校の自律性」に関する研究が行われるようになった⁵⁹⁾。さらに90年代末以降は、次に述べる学校参加の動向と相まって、学校経営の

[2002])。

- 56) 例えば、高野圭一 [1969] [1975]、本山政雄・榊達雄・川口彰義 [1972]、吉田嘉高 [1979]、持田栄一 [1979]、神田光啓 [1984]、篠原清昭 [1984]、若井彌一・今井規雄 [1986]、堀内牧 [1983]、など。
- 57) 校長研究に関しては次のような研究蓄積がある。持田栄一 [1958]、国立教育研究所 [1959]、辻信吉・片岡徳雄 [1968]、石堂豊・佐々木正治・青木薫・久高喜行・高木良伸 [1965-1966]、石堂豊・岸本幸次郎・久高喜行 [1968]、石堂豊・岸本幸次郎・高木良伸 [1971]、岡東壽隆 [1982]、水本徳明 [1988]、浜田博文 [1989] [1991]、北神正行・水本徳明・阿久津浩・浜田博文 [1988]、小島弘道・北神正行・阿久津浩・浜田博文・柳澤良明・熊谷真子 [1989]、小島弘道・浜田博文・片桐隆嗣 [1991]、小島弘道・北神正行・水本徳明・神山知子 [1992]、小島弘道・柳澤良明・熊谷真子 [1992]、ワライボーン・サンナパブウォン [1992]、八尾坂修 [1994]、中留武昭 [1994] [1995]、元兼正浩 [1991] [1992] [1993a] [1993b] [1993c] [2001] [2002]、淵上克義 [1997]、平井貴美代 [1998]、林孝 [2000]、大野裕己 [2001]、露口健司 [2000a] [2000b] [2001]。
- 58) 臨教審の議論概要については、教育政策研究会編 [1987]、ぎょうせい編 [1985a] [1985b] [1986] [1987a] [1987b] が詳しいが、中でも [1985a] [1985b] [1986] が学校教育の多様化の内容について詳しく掲載されている。
- 59) この時期の特色ある学校、学校の自律性に関する議論は、堀内牧 [1999] [2000] [2001]、小島弘道 [1996] [1998] [1999] [2001a] [2002]、中留武昭 [2001]、浦野東洋一 [1999] を参照。

あり方を探る研究がその中心となっている。

学校経営論における第二の系譜として、学校に親などの利用者がどのように教育参加するべきかを議論した学校参加論の流れがある。学校への参加を主張する議論は、臨教審時代に学校の閉鎖性（「開かれた学校」）を指摘されたことに関連して、90年代に入って目立って多くなっている。

学校参加の主張は、大きくは二つの視点に分けられる。一つは、学校の情報公開を求めるものであり、もう一つは、学校の運営への参画を求めるものである。前者は、行政における情報公開の動向を受けて、学校情報の公開を利用者や市民への説明責任として位置づけようとする主張である⁶⁰⁾。後者は、NPMや地方分権改革の流れを受け、学校への分権化を行う際に、経営に親の意思や地域の要望をどのように組み込むかを議論するものである⁶¹⁾。特に、後者の経営の分権化に関する研究は、2000年代以降も続けられ、コミュニティ・スクールやチャータースクール等の研究につながっている⁶²⁾。

学校経営に関する第三の動向として、政府（文部科学省）の政策動向の変化が挙げられる。各種施策の導入の経過を細かく紹介する余裕はないが、政策動向が変化した一つの区分として、1971年の中教審答申（「46答申」とも呼ばれる）が、学校経営部分については臨教審よりもいち早く政策の転換を提言していると思われる⁶³⁾。71年答申では、「学校管理

60) 行政に関する情報公開の経過を説明したものには宇都宮深志 [1998]、進藤兵 [1998]、伊藤修一郎 [2002] を参照。これを学校レベルにおいて説明したものとして、兼子仁・早川昌秀 [1998] を参照。

61) 学校自治を論じたものとして、浦野東洋一 [1993]、北神正行 [1996]、三上和夫 [2000]、林量俣 [2000]、小島弘道 [2000b] を参照。保護者の学校参画を論じたものとして、小松郁夫 [1988]、柳澤良明 [1991]、平原春好 [1994]、OECD教育研究革新センター [1998]、小野田正利 [1998]、勝野尚行・酒井博世編著 [1999]、その中でも特に地域住民や市民の学校参加を扱ったものとしては、黒崎勲 [1999]、鬼塚尚子 [2001] を参照。

62) コミュニティ・スクールへの実践事例を述べたものとして、岸裕司 [1999] [2002] [2005]、佐藤春雄 [1999] [2002]、金子郁容・渋谷恭子・鈴木寛 [2000]、嶋野道弘・寺尾慎一・大野城市立月の浦小学校 [2000]、奥村俊子・貝ノ瀬滋 [2003]、黒崎 [2004]、大神田賢次 [2005]などを参照。チャータースクールについては後段注を参照。

63) ちなみに、小島弘道によれば、旧来の学校管理の状況を1956年に地方教育行政法が制定された年にちなんで「56年体制」と呼んでいる（小島 [1998]、5頁）。

体制の確立」に加え、例えば、学校経営に多様性を求める「中高一貫校の設立」や「高校のコース制の導入」などが提言されており、これらは臨教審での提言においても引き継がれている。この時期から既に、政府の意思は、それ以前の一律的な学校運営を実施する方向から、多様性を認める方向へと転換していると考えられる。要するに、学校経営に関しての政策動向は、1970年代を境に、学校運営に多様性を認めるか否かという点での対立は解消されていると見てよい。

臨教審以降では、「校長のリーダーシップ」や「親の学校参加」などが提言され、90年代の地方分権化の議論を経て、校長の権限ないし学校の自律性は段階的に分権化されている。また、学校参加の側面では2000年度より学校評議員制度の設置が可能となった⁶⁴⁾。さらに、2000年度以降は「新しいタイプの学校運営のあり方」を探る調査研究が進められ、チャータースクールやコミュニティ・スクールのような学校を研究する動向と足並みを揃えている。そして、2004年9月から、保護者や地域を学校経営に反映させる仕組みを持つ「地域運営学校」(日本型のコミュニティ・スクール)の設置が認められるようになってきている。

以上、学校経営についての研究動向を概観した。管見する限り、これらの先行研究の特徴を次のようにまとめることができる。

第一に、学校への分権化や自律的な学校経営手法の導入に関して、導入賛成や反対といった激しい論争や目だった対立は起きていないという点が挙げられる。かつて、国民のための教育か、国家のための教育かという論点で争われたような“学校は誰のものか”といった二項対立的な構図は、学説上においても政策上においても、少なくとも70年代以降は存在しない。学校に対しては、分権的経営と親や地域の参加がどうあるべきかという点で議論され、双方の導入が漸進的に進められているといえるだろう。したがって、日本において分権的経営や参加制度についての改革が行なわれるにあたり、目だった論争や対立点は生じていない

64) 学校評議員制度を扱ったものとして、葉養正明 [2000]、小島弘道 [2001b]、白井智美 [2001]、窪田真二 [2001]、窪田・浦野・柴田・木岡他 [2001]、木岡一明 [2001a] [2001b]、玉井康之 [2001]、浦野東洋一 [2001]、明石要一・多田元樹・金子馨・千葉県木更津市立教育センター [2002] を参照。

ということを確認できる。

第二に、改革に関する議論の経過が漸進的であるために、最新の導入事例の実証研究が多く存在するわけではないという点である。とりわけ、利用者の選択や学校の競争と絡めた視点、すなわちバウチャーモデルの学校制度として、国内の学校経営実践を考察した例は見当たらない。例えば、近年において自律的な学校経営について包括的に論じる、コミュニティ・スクールの研究においても、バウチャーモデルとしての供給体制の中に位置づけた議論は行われていない⁶⁵⁾。そのため、学校選択制を伴ったコミュニティ・スクール（分権的経営）の効果は、実証的には未だ解明されておらず、学校教育の供給体制の変化を考察するうえで、学校経営に関しても議論は部分的な段階に留まっている。

ただし、これら学校経営への効果についても、諸外国でのバウチャー制度の研究を参照することによって、大まかな要点は整理することができる。以下では、諸外国における多様な研究蓄積の中から、利用者の選択と学校の競争環境がどのように学校経営に影響を及ぼすかという点に注目した「学校を基礎にした経営」論と、「チャータースクール」制度という、代表的な二つの研究について取り上げる。

3. 供給制度に関する先行研究 (3) ー 選択制度の供給者への効果に関する先行研究

前節および前項までで指摘したように、日本において、学校選択制導

65) もっとも、諸外国におけるコミュニティ・スクールは本来、学校選択制と無関係に議論されているわけではない。金子らによれば、日本型のコミュニティ・スクール構想は、イギリスの学校理事会をモデルにして構想されたという（金子他 [2000]、第三章）。イギリスの学校制度は、学校理事会が実施されている他に、学校選択制が並行して導入されており、学校理事会による自律的経営と利用者による学校選択、ないしオフステッド（学校監査機関）による学校評価がセットとなった一つの改革プランとしてその効果が議論される。

しかし、日本におけるコミュニティ・スクールの議論では、これらのうち学校理事会による自律的経営の部分のみが注目され、政策的にも提言されるようになったという。黒崎勲は、この点を「私が年来主張してきたものとは異なっているところもあります。コミュニティ・スクールは、『学校選択制の導入』を意図したものでありながら、『学校参加』による公立学校改革の論理に枠づけられるという矛盾を内包しています」と述べ、「選択という行為の中にチェック・アンド・バランスの機能が働くという原理的な理解がない」と指摘している（金子他 [2000]、146-147頁）。

入による学校への効果および、学校から子どもへの波及効果を取り上げた実証研究は見当たらない。

しかし、これまでの学校経営研究の分野で得られた知見を参考にすることはできる。それらの研究成果を生かして、①選択による学校への効果と、②学校から子どもへの波及効果に関する構成要素やメカニズムをより具体化することが可能である。

一つは、アメリカでの事例を基にした「学校を基礎にした経営 (School based management: SBM)」研究である。これは、学校の改善が子どもの効果へと結びつくという意味で、その研究成果を参考にできる。これは②の課題に近い。

もう一つは、アメリカのチャータースクールの分析により得られる知見である。近年注目されているチャータースクールの経営には、子どもの選択が含まれている。①選択制度が学校にどのような影響を及ぼすかという論点は、日本の状況において十分発展可能性がある。

(1) 自律的な学校経営

アメリカにおける SBM 研究は、日本では「自律的な学校経営研究」として紹介されている。自律的な学校経営論とは、中央・地方教育当局による強いコントロールを廃して、教育に関する決定権限を教育当局(学区) レベルから学校レベルに委任ないし分権化し、各学校に大きな権限と責任を付与させることによって、個々の学校のパフォーマンスを最大化しようとする試みである。特に、人事・予算・カリキュラムに関する権限委譲によって、学校は裁量権を拡大することができる仕組みである⁶⁶⁾。

アメリカでは 1980 年代後半からこの分野の研究が始まり、日本でも 1998 年の中教審答申などをきっかけに実践的関心が集まっている。自律的な学校経営論は、利用者の選択を前提とした制度を想定していないものの、次のような取り組みが、学校(供給者)の改善に対して効果が

66) SBM、自律的学校経営研究については、高野良一[1991][1995]、本多正人[1993]、榊達雄[1995]、葉養正明[2001]、坪井由美[1996]、小島弘道[2002]、中留武昭[2003]、浜田博文[1998][1999][2006]、Brown, D. J. [1990]、Chapman, J. D. [1990]、Dimmock, C. ed. [1993]、Murphy, J. and Beck, L. G. [1995]、Yin Cheong Cheng [1996]、等を参照。

あるとしている。

- ・教育当局から委譲される権限の受け皿としての学校委員会制度が存在する
- ・教職の参加・発言による新しい専門性（専門的協働）が見られる
- ・校長が裁量拡大によって中心的役割を果たす
- ・学校ごとの経営計画（戦略計画）が策定される
- ・予算と活動が統合化される仕組みとなっている
- ・子どもへの高い効果（アチーブメント）が要請され、説明責任が果たされる

このような供給者改革の取り組みの中で本稿にとって重要な部分は、それがどのように利用者の効果ないし利益やニーズ充足につながっているかという点である。自律的な学校経営では、それらは最終意思決定機関である学校委員会が果たす責任によって調整・担保されているとする。利用者への波及効果は、次の選択行為という形では補われずにしろ、参加と発言によって供給者の経営権限に影響を与えるルートが確保されている。

(2) チャータースクール制度

チャータースクール制度とは、教育自治体と学校経営者が、認可契約（チャーター）を結び、公立学校を運営するシステムである。アメリカ各州で具体的な規定は異なっているが、審査基準を通過すれば教育当局でなくても学校を設置運営できる制度である。学校運営の内容については、設置者の自律的な経営が認められる代わりに、当初の開校目標に沿った成果が出なければ認可が取り消され、学校は閉鎖となる仕組みを備えている⁶⁷⁾。

チャータースクールの経営は、自律的な学校経営にもまして、より大胆な経営権限の委譲がなされる。実際、アメリカでは、SBM 法制とは

67) チャータースクール制度についての研究は、Nathan, J. [1996]、自治体国際化協会ニューヨーク事務所 [1997]、中島千恵 [1998]、本図愛美 [1998]、湯藤定宗 [1999]、Chester E. F., Bruno V. M. and Vanourek, G. [2000]、鶴浦裕 [2001]、天野一哉 [2001]、高野良一 [2002]、大沼安史 [2001] [2003]、黒崎 [2004] などを参考にした。

は同時期にチャータースクール法制も整備された州もあり、チャータースクールは自律的学校経営の発展形態という見方もできる⁶⁸⁾。

チャータースクール制での経営改善手法は幅広く存在するが、ここではチャータースクール制における選択の効果がどのように供給側に結びついているかを検討する。それらは次のようにまとめられる。

- ・利用者に対する過度な選抜制度を採用しない。選択による学校同士の利用者獲得競争を直接煽るのではなく、学校間の競争は、チャーター（認可）を得る段階での競争に制限する。学校設置後、政府は、教育活動を管理し支援する立場に立つ。これにより学校の過度な競争意識を抑制する方法を採っている。
- ・選択後の利用者への効果に対して、説明責任を課している。説明責任は、学校の最高意思決定機関である学校理事会（学校委員会）に対して果たすと同時に、次回を選択者への情報提供の目的として義務付けられている。

供給メカニズムとして、選択や競争の効果が、「政府」および「利用者」の両方によって評価されるという仕組みが見出せる。利用者獲得による市場競争を制限する代わりに、チャーターをめぐる学校が競争する。基本的に利用者に対する選抜には、学力テストなどの方法は用いられず、抽選などの公平な方法を採用する。利用者が選択した後、学校は政府と利用者との双方から成果に関する評価、監視を受ける。これらの仕組みが、チャータースクールにおける学校の改善手法の保障（おどし）となっている。

4. 選択行動前と選択行動後における対応策

さらに、バウチャーモデルによる効果の検証をするにあたり、利用者の選択に関する効果をよりわかりやすくするために、次のような実施段階の区別をしておく必要がある。

まず、利用者の選択において最も重要な段階は、利用者が選択行動を取る段階である。選択がなされる前と後では利用者、政府・供給者にとつ

68) 中留 [2003]、2 頁。

てその対応策は異なる。本稿では、制度実施の際のその流れ（プロセス）を説明するために、「利用者の選択前と選択後における制度の対応策」という行動の段階的な区別を用いる。

先の橋野晶寛の指摘によれば、利用者が選択行動をとる前の段階では様々な課題や不確実な事柄が存在する⁶⁹⁾。例えば、利用者に選択能力があるかどうか、前もって情報が与えられているかどうか等である。利用者の選択行動以前の問題に対して、どのような対策が備わっているかという点である。

これは政府・供給者側に対しても当てはまる。学校の目標をどのように設定するかということや、経営体制や参加制度の整備、利用者の選抜の仕方など、供給者側の効果に対しても選択以前に成されるべき対応策が存在する。

次に、利用者が選択をした後でも問題や不確実性、意図せざる効果などが起こる。利用者にとっては、選択後に希望した学校へ入学できない場合もあり、あるいは提供された学校情報が不十分だったために入学後に意図した教育効果を受けられないこともある。一方、供給者側にとっては、選択後の問題はより多く発生すると考えられる。校長や職員の人事異動、学級規模、カリキュラムの変化などの例が考えられるが、最大の関心は、供給者への効果が利用者の利益に結びついていないのではないかという懸念である。そこで、選択後において、双方に向けてプラスの効果を与える対応策はどのように採られているのかを考察する必要がある。

このことから利用者の選択行動をひとまとめで分析するよりも、選択前と選択後に分けて考察する方が、バウチャーモデルにおける「供給者への効果がどのように利用者の利益につながるのか」という点をよりわかりやすく解明できると考える。

以上本号では、教育バウチャーの検証を視野に学校選択制と経営改革の先行研究について供給側の課題を中心に整理した。次節以降で実証研究課題を洗い出し、具体的な分析枠組みを設定する。

69) この点に関して、橋野が理論的に提示した枠組みを参考にしている。本稿注 27、および橋野 [2003b] [2005] を参照。

参考文献

日本語文献

- 明石要一・多田元樹・金子馨・千葉県木更津市立教育センター [2002] 『学校評議員：“何をするか”の心得帳』 明治図書
- 天野一哉 [2001] 『子どもが「個立」できる学校－日米チャータースクールの挑戦・最新事情』 角川書店
- 石垣智宏 [2002] 「教育改革は学校経営をどのように変えるのか－NPM・参加・プロフェッショナルリズムのインパクト－」(名古屋大学大学院法学研究科修士論文)
- 石堂豊・岸本幸次郎・久高喜行 [1968] 「校長職に関する教育経営学的研究(その1) 校長任用に関する基準実態および意識の調査研究」『広島大学教育学部紀要(第一部)』第17巻
- 石堂豊・岸本幸次郎・高木良伸 [1971] 「校長職に関する教育経営学的研究(その2) 校長職に要求される知識と資質、ならびに校長養成に関する意識の調査研究」『広島大学教育学部紀要(第一部)』第19巻
- 石堂豊・佐々木正治・青木薫・久高喜行・高木良伸 [1965-1966] 「校長の指導助言機能に関する実態的研究」『学校経営』第10巻12月号－第11巻1月号、2月号、3月号、5月号
- 伊藤修一郎 [2002] 『自治体政策過程の動態－政策イノベーションと波及－』 慶応義塾大学出版会
- 臼井智美 [2001] 「学校行議員制度の導入」『学校経営研究』第26巻
- 宇都宮深志 [1998] 「情報公開制度における行政機関」井出嘉憲他編『講座情報公開』ぎょうせい
- 鵜浦裕 [2001] 『チャーター・スクール－アメリカ公教育における独立運動』 勁草書房
- 浦野東洋一 [1993] 『教育法と教育行政』 エイデル研究所
- [1996] 「教育行政と学校」堀尾輝久・浦野東洋一ほか『講座 学校(7) 組織としての学校』 柏書房
- [1999] 「最近の学校管理・人事管理の特徴」『教育』1999年9月号
- [2001] 『学校評議員制度の新たな展開－「開かれた学校」づくりの理論と実践』 学事出版
- OECD 教育革新センター(中嶋博・山西優二・沖清豪訳) [1998] 『親の学校参加 良きパートナーとして』 学文社

論 説

- 大神田賢次 [2005]『日本初の地域運営学校—五反野小学校の挑戦』長崎出版
- 大沼安史 [2001]「チャータースクールが公教育再生のカギになる」『論座』11月号
—— [2003]『希望としてのチャータースクール —学校を公設民営』本の泉社
- 大野裕己 [2001]「日本における校長のリーダーシップ研究に関するレビュー」『日本教育経営学会紀要』第43号
- 岡東壽隆 [1982]「教師の現職教育に関する一考察—学校管理者のキャリアと教職能力形成期との対応関係を中心に—」『広島大学教育学部紀要（第二部）』第30巻
- 小川正人・品川区教育政策研究会編 [2009]『検証 教育改革—品川区の学校選択制・学校評価・学力定着度調査・小中一貫教育・市民科』教育出版
- 奥村俊子・貝ノ瀬滋 [2003]『こんな学校に通わせたい！子ども・学校・地域をつなぐコミュニティスクール—「人間力」を育む三鷹四小の学校づくり』学事出版
- 小島弘道・北神正行・阿久津浩・浜田博文・柳澤良明・熊谷真子 [1989]「現代教育改革における学校の自己革新と校長のリーダーシップに関する基礎的研究（その2）」『筑波大学教育学系論集』第14巻1号
- 小島弘道・浜田博文・片桐隆嗣 [1991]「現代教育改革における学校の自己革新と校長のリーダーシップに関する基礎的研究（その3）—校長・教員の意識に見る学校運営と校長の経営行動—」『筑波大学教育学系論集』第16巻1号
- 小島弘道・北神正行・水本徳明・神山知子 [1992]「現代教育改革における学校の自己革新と校長のリーダーシップに関する基礎的研究（その4）—校長職のキャリア・プロセスとキャリア形成—」『筑波大学教育学系論集』第16巻2号
- 小島弘道・柳澤良明・熊谷真子 [1992]「現代教育改革における学校の自己革新と校長のリーダーシップに関する基礎的研究（その5）—選考・任用方法と校長制度の改善—」『筑波大学教育学系論集』第17巻1号
- 小島弘道 [1996]「戦後教育と教育経営」『日本教育経営学会紀要』第38号
—— [1998]「学校の権限、裁量の拡大」『日本教育経営学会紀要』第40号
—— [1999]「学校の自律性・自己責任と地方教育行財政」『日本教育行政学会年報』第25号
—— [2000]「部分的な導入なら認められてよい（特集 通学区域の自由化制は地方分権時代の幕開けか）」『現代教育科学』第43号
—— [2000b]「教育における自治の理論的課題」『日本教育法学会年報』
—— [2001a]「管理職の養成」『日本教育経営学会紀要』第43号
—— [2001b]「参加型社会のスクールガバナンス」『都市問題』第92巻5号

- [2002] 『21世紀の学校経営をデザインする (上) (下)』教育開発研究所
- 鬼塚尚子 [2001] 「教育における地域社会の役割」『都市問題』第92巻5号
- 小野田正利 [1998] 「父母および生徒の学校参加制度の可能性と方向性」『日本教育経営学会紀要』第40号
- 勝野尚行・酒井博世編著 [1999] 『現代日本の教育と学校参加—子どもの権利保障の道を探る—』法律文化社
- 金子郁容・渋谷恭子・鈴木寛 [2000] 『コミュニティ・スクール構想 学校を変革するために』岩波書店
- 兼子仁・早川昌秀 [1998] 『学校の情報公開』ぎょうせい
- 神田光啓 [1984] 「学校管理規則の動態研究 (1)」『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』32号
- 木岡一明 [2001a] 「暗黙知と学校組織開発 - 共・創・考・開を促進する学校評議員への期待」『教育委員会月報 (特集 学校評議員制度)』2001年8月号
- 木岡一明 [2001b] 「地域に開かれた学校づくりと学校評議員制度という観点から (公開シンポジウム学校の自主性・自律性の確立と特色ある学校づくり)」『教育制度学研究』第8号
- 岸 裕司 [1999] 『学校を基地に「お父さんの」まちづくり—元気コミュニティ! 秋津』太郎次郎社
- [2003] 『「地域暮らし」宣言—学校はコミュニティ・アート!』太郎次郎社エディタス
- [2005] 『中高年パワーが学校とまちをつくる』岩波書店
- 規制改革・民間開放推進会議教育・研究ワーキンググループ [2006] 「教育バウチャー (児童生徒数に応じた予算配分方式について) (2006年9月8日)」
- 北神正行・水本徳明・阿久津浩・浜田博文 [1988] 「現代教育改革における学校の自己革新と校長のリーダーシップに関する基礎的研究」『筑波大学教育学系論集』第13巻1号
- 北神正行 [1996] 「学校づくりと学校経営」『日本教育経営学会紀要』第38号
- 教育政策研究会編 [1987] 『臨教審総覧 (上・下巻)』第一法規
- ぎょうせい編 [1985a] 『臨教審と教育改革 (第1集) 自由主義から個性主義へ』ぎょうせい
- [1985b] 『臨教審と教育改革 (第2集) 「第一次答申」をめぐって』ぎょうせい
- [1986] 『臨教審と教育改革 (第3集) 「第二次答申」と教育活性化への課題』

論 説

- ぎょうせい
—— [1987a]『臨教審と教育改革（第4集）「第三次答申」と開かれた学校への施策』ぎょうせい
- [1987b]『臨教審と教育改革（第5集）「第四次答申（最終答申）」をめぐって』ぎょうせい
- 窪田眞二 [2001]「学校評議員制度における保護者・地域住民の位置づけと課題（公開シンポジウム学校の自主性・自律性の確立と特色ある学校づくり）」『教育制度学研究』第8号
- 窪田眞二・浦野東洋一・柴田幸雄・木岡一明ほか [2001]「シンポジウム 学校参加と学校経営の課題－学校評議員制度の可能性を探る－」『日本教育経営学会紀要』第43号
- 黒崎 勲 [1999]「市民参加による教育システム－地域と教育の再結合」『都市問題』第90巻5号
- [2004]『新しいタイプの公立学校』同時代社
- 国立教育研究所 [1959]『校長の職務遂行の実態』（『国立教育研究所紀要』第18集）
- 小松郁夫 [1988]「英国における学校理事会とその改革」『日本教育経営学会紀要』第30号
- 児山正史 [2011]「準市場の優劣論と日本の学校選択論－議論の整理」『人文社会論叢（社会科学篇）』26号
- [2012a]「準市場の優劣論と日本の学校選択論（1）－実証的調査・研究の整理」『人文社会論叢（社会科学篇）』27号
- [2012b]「準市場の優劣論と日本の学校選択論（2・完）－実証的調査・研究の整理」『人文社会論叢（社会科学篇）』28号
- 榎 達雄 [1995]「SBMと教職の専門職性」『名古屋大学教育学部紀要（教育科学）』第42巻2号
- 佐藤晴雄 [1999]『地域社会・家庭と結ぶ学校経営－新しいコミュニティ・スクールの構図をどう描くか』東洋館出版社
- [2002]『学校を変える地域が変わる－相互参画による学校・家庭・地域連携の進め方』教育出版
- 佐貫 浩 [2010]『品川の学校で何が起きているのか－学校選択制・小中一貫校・教育改革フロンティアの実像』花伝社
- 自治体国際化協会ニューヨーク事務所 [1997]『米国の公教育改革とチャータース

- クール - 公教育の選択・分権・民営化 (Clair Report No.141)』自治体国際化協会
- 篠原清昭 [1984]「教育委員会の規則制定権 - 教育委員会規則の法社会学」『日本教育行政学会年報』第 10 号
- 嶋野道弘・寺尾慎一・大野城市立月の浦小学校 [2000]『21 世紀型コミュニティ・スクールの創造 (これからの学校づくりへの提唱)』明治図書
- 進藤 兵 [1998]「市民社会と情報公開」井出嘉憲他編『講座情報公開』ぎょうせい
- 高野圭一 [1969]「学校管理規則の基本的条件」『学校運営研究』87 号
—— [1975]「学校管理規則の役割と機能」『季刊教育法』18 号
- 高野良一 [1991]「現代アメリカ SBM 研究所説」『法政大学文学部紀要』第 37 号
—— [1995]「SBM のシカゴ・スタイル」『法政大学文学部紀要』第 41 号
—— [2002]「チャータースクールの現実と可能性」『法政大学文学部紀要』第 48 号
- 玉井康之 [2001]「学校評議員制度をめぐる状況と課題」『北海道教育大学教育実践総合センター紀要』2 号
- 辻信吉・片岡徳雄 [1968]「校長職と学校経営」『国立教育研究所紀要』第 59 集
- 坪井由美 [1996]「アメリカの SBM と学校委員会制度」堀尾輝久・浦野東洋一ほか『講座 学校 (7) 組織としての学校』柏書房
- 露口健司 [2000a]「校長の教育的リーダーシップが児童パフォーマンスに及ぼす影響 - 最適モデルの検出を中心に -」『日本教育行政学会年報』第 26 号
—— [2000b]「校長のリーダーシップと学校成果 (school effective) の関係 - リーダーシップの量的・質的分析 -」『日本教育経営学会紀要』第 42 号
—— [2001]「校長の教育的リーダーシップと学校成果の関係」『教育経営学紀要 (九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門教育経営学研究室)』第 5 号
- 内閣府 [2005]「学校制度に関する保護者アンケート」(2005 年 10 月 6 日)
—— [2006]「教育に関するアンケート (教育委員会・学校法人アンケート、学校制度に関する保護者アンケート)」(2006 年 11 月 27 日)
—— [2007]「教育委員会アンケート回答結果 集計表」(2007 年 2 月 16 日)
—— [2008]「教育委員会アンケート結果」(2008 年 5 月 23 日)
—— [2009a]「学習者本位の教育の実現に向けた調査 米国調査報告書」(2009 年 3 月 31 日)
—— [2009b]「教育委員会アンケート集計結果」(2009 年 6 月 5 日)
—— [2009c]「保護者アンケート調査結果」(2009 年 6 月 5 日)

- [2009d]「教育委員会アンケートと保護者アンケートの比較概要」(2009年6月5日)
- 中島千恵 [1998]「教育の中央統制と市民コントロール」『日本教育行政学会年報』第25号
- 中田康彦・福島裕敏・小林純子・本田伊克・松田洋介 [2005]「東京ですすむ『学校選択』・事例調査から」『教育学研究』第72巻第1号
- 中留武昭 [1994]「学校文化を形成する校長のリーダーシップに関する研究(その1) - 学校文化の構造と文化的リーダーシップの特性 -」『九州大学教育学部紀要(教育学部門)』第40集
- [1995]「学校文化を形成する校長のリーダーシップに関する研究(その2) - 校長の文化的リーダーシップ形成の過程と戦略 -」『九州大学教育学部紀要(教育学部門)』第40集
- [2001]「新しい学校経営概念の創出 - 流動化する学校組織とかかわって -」『日本教育経営学会紀要』第43号
- [2003]「アメリカにおける『自律的な学校経営(School-Based Management)』の制度的考察」『教育経営学紀要』第6号
- 野村総合研究所 [2006]「海外調査結果報告(イギリス、オランダ、スウェーデンの事例より)」(2006年9月8日)
- 葉養正明 [2000]『学校評議員ガイド』ぎょうせい
- [2001]『米国の「学校の自律性」の研究』多賀出版
- 橋野晶寛 [2003a]「公立学校改革における選択と参加の行動分析」『日本教育行政学会年報』29号
- [2003b]「学校選択制における不確実性の考察」日本教育行政学会第38回大会自由研究発表資料
- [2005]「学校選択制における不確実性の考察」『教育学研究』第72巻第1号
- 橋本洋治 [2004]「学校選択制度の導入過程に関する調査研究 - 保護者に対する事前調査の実施状況に着目して -」『日本教育行政学会年報』第30号
- 浜田博文 [1989]「アメリカ教育改革における校長職の役割変容に関する一考察」『日本教育経営学会紀要』第31号
- [1991]「学校改善をめぐる教員・校長・教育委員会の意識構造 - 改善を隘路に陥れるもの -」『日本教育経営学会紀要』第33号
- ダー」の位置と役割に着目して」『日本教育経営学会紀要』第40号

- [1999]「アメリカの学校経営における共同的意思決定の実態と校長の役割期待 - ケンタッキー州における SBDM の分析を中心に」『筑波大学教育学系論集』第 24 巻 1 号
- [2006]「アメリカ学校経営における共同的意思決定の展開と校長の役割期待変容 - 1970 年代～1990 年代フロリダ州における SBM の展開を対象として」『日本教育経営学会紀要』48 号
- 林 孝 [2000]「学校管理職に求められる力量と役割」『日本教育経営学会紀要』第 42 号
- 林 量俣 [2000]「教育立法・行政の動向と生徒参加・学校自治」『日本教育法学会年報』
- 平井貴美代 [1998]「戦前日本における小学校校長職像の成立過程に関する一考察 - 監督者校長から総督者校長へ -」『日本教育経営学会紀要』第 40 号
- 平原春好 [1994]『学校参加と権利保障』北樹出版
- 深見 匡 [2003]「品川区における学校選択制度の検討 - 実施 3 年目を迎えての政策評価に向けて」『教育学研究』第 70 巻第 1 号
- 溯上克義 [1997]「学校改善プロセスにおける校長と教師の相互作用分析 - 相互影響プロセスからみた校長と教師のコミュニケーション分析 -」『鹿児島大学教育学部研究紀要』第 7 巻
- 堀内孜 [1983]「市町村教育委員会の学校管理実態と学校管理規則の意味 - 『学校管理規則』未制定状況下での学校管理実態の検討 -」『日本教育行政学会年報』第 9 号
- [1999]「公教育経営における国、都道府県、市町村の関係と学校の自律性」『都市問題研究』第 51 巻 10 号
- [2000]「学校経営の自律性確立のための権限 - 責任関係」『日本教育経営学会紀要』第 42 号
- [2001]「教育委員会・学校の権限関係の再編 - 学校の自律性の拡大に着目して -」『日本教育経営学会紀要』第 43 号
- 本多正人 [1993]「アメリカにおける School-Based-Management についての一考察」『日本教育行政学会年報』第 19 号
- 本図愛美 [1998]「学校選択に関する原理論的研究」『日本教育行政学会年報』20 号
- 三上和夫 [2000]「学校自治の歴史的 성격 - 企業社会・大都市生活との関係で -」『日本教育法学会年報』

論 説

- 水本徳明 [1988] 「イギリス教育改革における学校経営の位置と課題 - 校長選考制度改革の分析を通じて -」『日本教育経営学会紀要』第 30 号
- 嶺井正也 [2001] 「公立学校における学校選択の事例研究 - 東京都品川区の『区立小学校通学区域のブロック化』について」『教育制度学研究』第 8 号
- [2010] 『転換点にきた学校選択制』八月書館
- 嶺井正也・中川登志男編著 [2005] 『選ばれる学校・選ばれない学校 公立小・中学校の学校選択制は今』八月書館
- 嶺井正也・中川登志男 [2007] 『学校選択と教育バウチャー 教育格差と公立小・中学校の行方』八月書館
- 持田栄一 [1958] 「現代校長論」『中央公論』1958 年 4 月号
- [1979] 「1950 年代の教育政策と教育基本法体制の『再編』- 教育の『近代化』の徹底」『持田栄一著作集 6 教育行政学序説（遺稿）- 近代公教育批判 -』明治図書
- 元兼正浩 [1991] 「校長任用と教員人事担当職の役割」『教育行政学研究（九州大教育学部）』第 6 号
- [1992] 「管理職選考試験と校長任用人事」『教育行政学研究（九州大教育学部）』第 7 号
- [1993a] 「教職員の勤務評定制度と校長の地位」『教育行政学研究（九州大教育学部）』第 8 号
- [1993b] 「校長人事異動の実証的研究 - 福岡県公立高等学校を事例として -」『日本教育行政学会年報』19 号
- [2001] 「校長・教頭任用制度の今日的状況と課題 - 2000 年度全国調査の結果から -」『福岡教育大学紀要』第 50 号
- [2002] 「校長人事プログラム開発のための予備調査」『福岡教育大学紀要』第 51 号
- 本山政雄・榊達雄・川口彰義 [1972] 「学校管理の教育法的研究（1）- 学校管理規則（準則）の分析 -」『名古屋大学教育学部紀要』第 19 卷
- 文部科学省教育バウチャー研究会 [2006] 「教育バウチャーに関する検討状況について（報告書）」（2006 年 5 月 18 日）
- 八尾坂修 [1994] 「校長のリーダーシップ・イメージに対する校長自身および教員の意識 - 同一校事例をふまえて」『奈良教育大学紀要』第 43 卷 1 号（人文・社会）
- 安田洋祐編著 [2010] 『学校選択制のデザイン ゲーム理論アプローチ』NTT 出版

- 柳澤良明 [1991] 「ドイツの合議制学校経営における校長の位置と役割」『日本教育経営学会紀要』第33号
- 山下 絢 [2009] 「学校選択制下における学校の特性－統計的手法による品川区の事例分析－」『日本教育行政学会年報』第35号
- 山村 滋 [2001] 「イギリスにおける学校選択自由化に関する研究－市場原理に基づく教育水準向上政策としての有効性と問題点」『教育制度学研究』第8号
- 湯藤定宗 [1999] 「チャータースクールにおける父母の学校参加に関する一考察」『日本教育経営学会紀要』第41号
- 吉田嘉高 [1979] 「全国の学校管理規則と教育課程編成規定の傾向」『教育行政財政研究』第7号
- 若井彌一・今井規雄 [1986] 「学校管理規則の現状と問題点－都道府県および市町村教育委員会への調査結果をふまえて」『日本教育行政学会年報』第12号
- 若月秀夫 [2003] 「通学区域の弾力化と学校経営の転換－公立学校の将来展望と教育改革」『教育学研究』第70巻第1号
- [2004] 「品川区での教育改革課題をもとに」『日本教育経営学会紀要』第46号
- ワライポーン・サンナパブウォン [1992] 「日本における期待される校長像と選考方法 (第一部)」『季刊教育法』第88号

英語文献

- Bergström, F. and Sandstrom, M. [2002] “School vouchers in practice: competition won't hurt you.” Working Paper578 [2002], Research Institute of Industrial Economics (IUI)
- Brown, D. J. [1990] *Decentralization and school-based management*, Falmer Press
- Burgess, S. and Briggs, A. [2006] “School assignment, school choice and social mobility”, Centre for Market and Public Organization, Discussion Paper 06/157, University of Bristol
- Burgess, S., McConell, B., Propper, C. and Wilson, D. [2007] “The impact of school choice on sorting by ability and socio-economic factors in English secondary education”, Woessman, L. and Peterson, P. ed., *Schools and the Equal Opportunity Problem*, MIT Press
- Burgess, S. Propper, C. and Wilson, D. [2005] *Choice: Will more choice improve outcomes in education and health care? The evidence from economic research*, The Centre for Market and Public Organization
- Chapman, J. D. [1990] *School-based decision-making and management*, Falmer Press
- Chester E. F., Bruno V. M. and Vanourek, G. [2000] *Charter schools in action : renewing*

- public education, Princeton University Press (高野良一監訳 [2001]『チャータースクールの胎動 - 新しい公教育をめざして』青木書店)
- Cullen, J. B., Jacob, B. and Levitt, S. [2000] “The impact of school choice on student outcomes: an analysis of the Chicago public schools”, NBER Working Paper 7888, National Bureau of Economic Research, Cambridge MA
- Dimmock, C. ed. [1993] *School-based management and school effectiveness*, Routledge
- Gibbons, S. Machin, S. and Silva, O. [2006] *Choice, Competition and Pupil Achievement*, Centre for the Economics of Education, London School of Economics and Political Science
- Gibbons, S. and Silva, O. [2006] *Faith Primary Schools: Better Schools or Better Pupils?*, Centre for the Economics of Education, London School of Economics and Political Science
- Gorard, S. Taylor, C. and Fitz, J. [2003] *School, Markets and Choice Policies*, Routledge Falmer
- Greene, J. and Winters, M. A. [2004] “Competition passes the test”, *Education Next*, Vol.4, No.3
- Hoxby, M. C. [2000] “Does Competition among Public Schools Benefit Students and Taxpayers?”, *American Economic Review*, vol.90 (5)
- [2003a] “School choice and school productivity (or, is school choice a rising tide that lifts all boats?)”, Hoxby, C. M. ed., *The Economic Analysis of school Choice*, University Chicago Press.
- [2003b] “School choice and school competition: Evidence from the United States”, *Swedish Economic Policy Review*, Vol.10
- [2004] “Achievement in Charter Schools and Regular Public Schools in the United States: Understanding the Differences”, Taubman Center for State and Local Government, Kennedy School of Government
- [2006] “School Choice: Three Essential Elements and Several Policy Options”, Education Forum
- Hoxby, M. C. and Murarka, S. [2009] “Charter Schools in New York City: Who Enrolls and How They Affect Their Students’ Achievement”, NBER Working Paper No.14852
- Hoxby, M. C. and Rockoff, E. J [2005] “The Impact of Charter Schools on Student Achievement” National Bureau of Economic Research with research support from NICHD grant

- Le Grand, J. [2003] *Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens*, Oxford Univ Press (郡司篤晃監訳 [2008] 『公共政策と人間 社会保障制度の準市場改革』 聖学院大学出版)
- [2007] *The Other Invisible Hand: Delivering Public Services through Choice and Competition*, Princeton Univ Press
- Murphy, J. and Beck, L. G. [1995] *School-based management as school reform : taking stock*, Corwin Press
- Nathan, J. [1996] *Charter Schools: Creating Hope and Opportunity For American Education*, Jossey-Bass Publishers (大沼安史訳 [1997] 『チャータースクール -あなたも公立学校が創れる』 一光社)
- Prime Minister's Strategy Unit (PMSU) [2006] *School Reform: A Survey of Recent International Experience*, PMSU
- Program for International Student Assessment (PISA) [2000] National Report (Sweden) , OECD
- Williams, J. and Rossiter, A. [2004] *Choice: the evidence*, The Social Market Foundation
- Witte, J. [1997] "Achievement effect of the Milwaukee Voucher Program", *The American Economics Association Annual Meeting*, 4-6 January 1997
- Yin Cheong Cheng [1996] *School effectiveness and school-based management : a mechanism for development*, Falmer Press

